

平成 28 年度 子ども司書育成事業 実施要領

1. 趣旨

子ども司書育成事業について、事業の実施に必要な項目を、本要領において定める。

なお、「子ども司書」とは、本と人、図書館と人をつなぐ「大使」のような役割を果たす子ども版司書を指す。

2. 事業の目的

- ・小学校高学年（5・6年生）及び中学生を対象に、図書館の機能や役割について理解を深め、生涯にわたって読書に親しみ、学び続ける姿勢や課題解決能力を育む。
- ・子ども司書として、家庭、地域、学校等で家族や友人に読書の楽しさや大切さを伝え読書活動を推進するリーダーを育成する。
- ・図書館における、子どもの視点に立った児童サービスの向上や学校との連携を促進する。

3. 事業の内容

子どもたちが図書館の機能や司書の業務に理解を深めることを通じて、読書や図書館を好きになり、学んだ成果を周囲に波及させ読書活動を推進する仕組みづくりを行うモデル事業とする。

県教育委員会は「子ども司書」の育成を希望する市町に、所管する市町立図書館等（公民館図書室等を含む、以下「図書館等」という。）における「実地研修」を委託する（以下委託を受けた市町教育委員会等を「実施市町」という。）。

実施市町は、所管する図書館等と学校が連携・協力し、子ども司書の認定を目指す児童生徒が円滑に活動できるよう必要な連絡調整を行う。

県教育委員会は、事業を効果的に進めるために、実施市町、図書館等、学校に対して必要な支援等を行う。

(1) ガイドラインの作成

県教育委員会は、「子ども司書推進プロジェクト」が発行した「子ども司書マニュアル」に基づき、子ども司書認定に必要な「子ども司書養成講座」（以下「講座」という。）の基準等を定める。

(2) 実施市町の決定

子ども司書の育成を希望する市町の応募に基づき、県教育委員会が決定する。詳細は「子ども司書育成事業応募要項」を参照する。

(3) 講座内容の検討・決定と講座の実施

講座は、県教育委員会が実施する「全体研修」と図書館等が実施する「実地研修」から成る。

ア 全体研修

- ・講座の開講式及び、「子ども司書育成事業」を理解するためのオリエンテーションとする。

イ 実地研修

- ・小中学校への参加募集は、実施市町または図書館等のいずれかが行う。(全体研修参加者把握のため、別途照会により事前に参加児童生徒を県教育委員会に報告する。)
- ・図書館等は、研修内容について記録を残すものとする。
- ・カリキュラム構成等については、ガイドラインに基づき図書館等が決定する。
- ・研修内容に応じて、行政及び学校教育関係者や外部人材を講師とすることができる。
- ・講座内容の検証・改善を行うとともに、図書館として子どもの視点に立った児童サービスの一層の向上につなげることが望ましい。

(4) 講座終了後の児童生徒の活動促進

受講児童生徒は、講座で学んだことを生かして家庭・地域・学校等で子ども同士の読書活動を推進するリーダーとして活動することが期待される。

このため、学校や図書館等において、本人の主体性に基づく活動機会の提供が望ましい。ただし、その際、教職員や図書館職員の業務軽減を目的としたものにならないよう配慮する。

なお、認証式において子ども司書に認定された後も、子ども司書は自主的な活動を継続することが重要であることから、県教育委員会、実施市町、学校、図書館等においては、引き続き必要な支援を行うこととする。

ア「子ども司書手帳(仮)」の交付

- ・県教育委員会は、「子ども司書手帳(仮)」を交付し、子ども司書に認定されるまでの活動の指針を示す。(図書館のPOP作り、友人への本の紹介、兄弟等への読み聞かせ等、活動の記録を残す他。)

イ 図書館等と学校の連携・協力、活動機会の提供

- ・各図書館等は、児童生徒の在籍する学校の教職員との情報交換や児童生徒への指導・助言を行うなど、学校との連携を図り受講児童生徒の活動を支援する。
- ・図書館等で活動機会の提供を行うことも考えられる。

【活動の促進事例】

<学校>

- ・図書委員会活動の中心的役割を担う(学校図書館での活動、図書館祭り等への参画)
- ・「朝の読書」や昼の校内放送での本の紹介、休み時間や放課後の読み聞かせ
- ・学級文庫の管理
- ・友人に本を薦める、学校図書館へ一緒に行く

<家庭や地域(図書館等)>

- ・図書館でのボランティア活動(カウンター業務補助、POPづくり、お話し会等事業への参画)
- ・図書館等での情報交換等(児童生徒同士の交流会、図書館職員への相談会)
- ・家庭読書(家読)の推進(兄弟への読み聞かせ、保護者と本の感想を語り合う)

(5) 認証式の開催

講座や講座終了後の学校等での活動を経て、県教育委員会が「こども司書認定証」を交付する。

また、子ども司書育成をとおして、公立図書館や学校図書館の果たすべき役割とその

重要性について理解を深め、県内の子ども読書活動推進に向けた機運醸成の機会とする。

- ・「子ども司書認定証」と副賞（図書カード）の交付
- ・児童生徒や図書館等による実践発表
- ・講師による講演等

4. 実施時期等（予定）

- ・実施市町の決定（～4月初旬）
- ・各図書館等による「子ども司書養成講座実地研修」プログラム検討・作成（4～7月）
- ・参加児童生徒の報告（7月）
※プログラム内容や参加児童生徒については、別途照会の後県教育委員会に報告する。
- ・全体研修（7月下旬）、実地研修（8月中）
- ・講座終了後の学校等における活動（9月～）
- ・子ども司書認証式（1月下旬～2月上旬）
- ・実施市町による実績報告書提出（3月）

5. 調査研究委託経費

県教育委員会は、1市町につき108,000円（税込）を上限額として、実地研修に必要な経費（報償費、旅費、需用費、役務費等）を委託料として実施市町へ支出する。図書館等は、効果的な事業実施のため、研修そのものの実施に必要な経費の他、プログラムの企画開発や改善のための職員研修や先進地視察等についても、本経費を充てることができる。

実施市町は、補正予算措置等の必要な手続きを行い、県教育委員会は、委託契約書を作成する。

なお、本経費を要せず、研修の実施と受講児童生徒の子ども司書認定を希望する場合は、実施計画書にその旨記載するものとする。

6. 事業完了の報告等

実施市町は、事業が完了したとき、別に定める実績報告書を平成29年3月16日（金）（予定）までに、県教育委員会社会教育・文化財保護課に提出する。

県教育委員会は、委託経費を支出した市町に対しては、提出された実績報告について、審査及び必要に応じて現地調査等を行う。また、調査研究委託に関して必要な事項は、委託契約書等で別途定めるものとする。

7. その他

講座受講児童生徒の活動に係る傷害保険加入、全体研修と認証式への引率教職員への旅費に関する経費は、県教育委員会が負担する。